

関係医療機関の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部  
新型コロナウイルス感染症療養調整課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援について  
(通知)

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」及び令和5年3月20日付け保医発0320第1号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」、令和5年3月20日付け健感発0320第2号「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(廃止)」により、新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の取扱いが変更となりますのでお知らせいたします。

つきましては、当該通知を参考に、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

【概要】

位置づけ変更後の患者等に対する公費支援について、次のとおり取り扱う。

- 1 公費の種類（以下の2種類のみ）
  - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用（治療薬に係るものを除く。）の一部を補助する公費
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の全額を補助する公費
- 2 実施時期  
令和5年5月8日から実施。※入院診療については、一部例外あり。
- 3 措置期間  
令和5年9月30日まで。

【通知等】

- ・別添1「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」
- ・別添2「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について（令和5年3月20日付け保医発0320第1号）」
- ・別添3「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（廃止）（令和5年3月20日付け健感発0320第2号）」

**【参考】**

県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援について」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/koronakouhishienn.html>

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に受けた医療費の公費負担について」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/coronairyouhikouhihutan.html>

**【問合せ先】**

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県くらし保健福祉部

新型コロナウイルス感染症療養調整課

事業推進係 担当：松永

**TEL** 099-286-3420

**MAIL** [corona-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:corona-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp)